

大阪府立万国博覧会記念公園の管理運營業務契約書（案）

1. 管理施設	大阪府立万国博覧会記念公園
2. 業務名称	大阪府立万国博覧会記念公園管理運營業務
3. 履行場所	吹田市千里万博公園 1 - 1 ほか
4. 指定期間	平成30年10月1日から平成40年9月30日まで
5. 契約金額	金 円 (うち消費税及び地方消費税額 金 円を含む)

大阪府（以下「甲」という。）は、〇〇〇〇（以下「乙」という。）と、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項及び大阪府日本万国博覧会記念公園条例の一部を改正する条例（平成28年大阪府条例第86号。以下「条例」という。）第15条に規定する指定管理者として、大阪府立万国博覧会記念公園（以下「万博公園」という。）の管理運営に関する契約を締結する。

両者は、本契約とともに、甲が策定した「大阪府立万国博覧会記念公園指定管理者募集要項」（これに付随する別紙及び資料等を含む。以下「募集要項等」という。）に定める事項が適用されること及び乙が指定管理者指定申請に際して提案した内容について誠実に履行することをここに確認する。

（総則）

第1条 甲は、万博公園の管理運營業務を指定管理者に行わせるため、乙を指定管理者として指定し、乙は、この指定を受けて当該業務を行うものとする。

2 乙は、法その他の関係法令及び条例その他の関係規程並びに契約に基づき、当該業務を実施しなければならない。

3 前項に明記されていない事項があるときは、甲乙協議して定める。

（使用目的）

第2条 乙は、万博公園を「公の施設」として、法及び条例の趣旨、府施策との調和を図ったうえで、指定申請時において提示した使用目的で直接使用しなければならない。但し、申請時に直接使用しないことを予め提示している場合及び業務の效果的効率的な遂行上必要なものとして書面による甲の承認を得た場合はこの限りでない。

（管理業務の基本方針）

第3条 乙は、万博公園の設置目的及び指定管理者が行う管理運營業務の実施にあたって求められる公共性を十分に理解したうえで、自らの創意工夫を活かし、公園利用者に対するサービスの向上を図るよう、適正に管理運營業務を遂行しなければならない。

（指定期間）

第4条 本契約は、指定期間の満了により終了する。乙は、満了日に管理運營業務を終了し、万博公園を明け渡さなければならない。

2 管理運營業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（管理対象施設）

第5条 乙が管理すべき施設等及び管理対象外の施設等については、別表1のとおりとする。

（基本的な業務の範囲）

第6条 万博公園の管理運営における業務の範囲は次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第5条第1項の許可及び条例第8条の規定による許可の取消しに関する業務（条例第5条第1項第3号に掲げる行為に係るもので、大阪府日本万国博覧会記念公園条例施行規則で定めるもの及び同項第4号に掲げる行為に係るものを除く。本条（2）から

(4)において同じ。)

(2) 条例第7条の規定による利用の禁止又は制限その他の万博公園の利用に関する業務

(3) 万博公園の運営管理及び維持管理並びに補修に関する業務

(4) 万博公園の施設等の利用料金の徴収に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、募集要項等に定めるとおりとする。

3 甲は、必要と認めるときは、乙に対して本業務の範囲及び内容の変更又はそれに伴う指定管理料の変更等について協議を申し入れることができる。

4 乙は、前項の申し入れがあったときは、協議に応じるものとする。

(指定管理者の責務)

第7条 乙は、非常時における公園利用者の被災に対する救護等の第一次責任を有し、公園利用者又は施設等に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行うとともに災害状況等を速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、管理運営業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙の責めに帰すべき事由により、管理運営業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲は、乙に対して必要な指示を行い、又は改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

4 不可抗力その他甲又は乙の責めに帰することができない事由により管理運営業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲と乙は管理運営業務の継続の可否について協議するものとする。

(利用料金の收受等)

第8条 甲は、条例第19条第1項に規定する利用料金を乙の収入として收受させるものとする。

2 前項の利用料金の額は、条例別表第二に掲げる金額の範囲内で、乙があらかじめ甲の承認を受けて定めた額とする。

3 乙は、徴収できなかった利用料金額を自らの債権とし、独自に徴収に当たるものとする。

(指定管理者の代表者)

第9条 甲は、管理運営業務に関する指示等を乙の代表者(募集要項等において定める統括管理責任者、運営管理責任者、維持管理責任者及び副統括管理責任者。次項において同じ。)に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行った指示等は、乙のすべての構成員に対して行ったものと見なす。

2 乙は、甲に対して管理運営業務に関する連絡、報告等を行う場合、特別の理由がある場合を除き、当該代表者を通じて行うものとする。

(事業実施計画書等の提出)

第10条 乙は、指定申請に際して提出した事業計画書その他の提案事項を踏まえ、各年度の事業実施計画書、収支計画書、管理体制計画書その他募集要項等で示した計画等を記載した書類(以下「事業実施計画書等」という。)を作成し、甲との協議を経て、あらかじめ甲が指定した期日までに、甲に提出しなければならない。

2 甲は、事業実施計画書等の記載事項について、必要に応じて、乙と協議の上、内容を追加することができる。

3 甲は、第1項の事業実施計画書等が提出されたときは、内容を審査し、乙に対し、必要な指示をすることができる。

4 乙は、第1項の規定により提出した事業実施計画書等を変更しようとするときは、甲の承認を得なければならない。

(事業報告書等の提出)

第11条 乙は、甲に対して、毎年度終了後30日以内に事業の実施及び経理の状況に関する事業報告書(以下「報告書等」という。)を、同じく90日以内に財産目録、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類(以下「財務諸表等」という。)を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

2 報告書等に記載する内容は、指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者氏

名並びに担当者の氏名及び連絡先、年度の区分、管理運営業務に関する実施状況、各施設の利用状況、収支状況、利用料金の收受状況その他募集要項等において甲が必要と認めた事項を記載するものとする。

- 3 甲は、第1項の報告書等及び財務諸表等を受領したときは、速やかに確認を行わなければならない。
- 4 乙は、年度途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の報告書等を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、第1項に定めるもののほか、管理運営業務の毎月の実施状況及び経理の状況について、翌月15日までに甲に報告しなければならない。
- 6 甲は、必要があると認めるときは、報告書等及び財務諸表等の内容又はこれに関連する事項について、乙に対して説明を求め、又は実地に調査をすることができる。

(委託料の支払い)

第12条 管理運営業務に要する費用として、甲が乙に支払う各年度の委託料は、次のとおりとする。

平成30年度 金 円

平成31年度 金 円

～以下、平成40年度まで記載～

- 2 前項の委託料は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。
- 3 第1項の委託料は、各年度とも四半期に分割して支払うこととし、乙は、甲乙協議のうえ作成した支払い計画書に従って、甲に対し、委託料を請求するものとする。
- 4 甲は、前項の規定による乙からの請求を受領した日から30日以内に、委託料を乙に支払わなければならない。

※府からの委託料支払いがない場合

(委託料の支払い)

第12条 甲は、乙に対し、委託料を支払わないものとする。ただし、第37条に基づく契約の改定があったときは、この限りでない。

※府からの委託料支払いがなく、かつ府への納付金がある場合

(委託料の支払い及び府への納付金)

第12条 甲は、乙に対し、委託料を支払わないものとする。ただし、第37条に基づく契約の改定があったときは、この限りでない。

- 2 甲は、甲乙協議の上作成した納付金支払い計画書に従って、乙に対し、納付金を請求するものとする。
- 3 乙は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に、納付金を甲に支払わなければならない。

(指定管理者による投資)

第13条 乙は、指定管理者による投資について、指定管理者指定申請に際して提案した額を執行することとし、詳細は甲乙協議するものとする。

- 2 前項における指定管理者が投資する額は、次のとおりとする。
金 円

- 3 乙は、指定申請に際して提出した支出計画書で示す想定収支額を上回る収益が得られた場合には、その一部を指定期間中の公園の修繕・補修経費として執行するよう努めるものとし、詳細は甲乙協議するものとする。

(経理の明確化)

第14条 乙は、管理運営業務の実施にあたり、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を明確に区分しておかねなければならない。

(物品の貸与等)

第15条 甲は、管理運営業務を遂行するために必要な物品等で別表2において定めるものを、乙に無償貸与するものとする。

- 2 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって、前項の貸与物品を管理しなければならない。

- 3 乙は、貸与物品が修理可能な範囲でき損、汚損した場合は、乙の負担により修理し、常に良好な状態に保つものとする。
- 4 乙は、乙の故意又は過失により貸与物品が滅失若しくは修理不可能な程度にき損し、又はその返還がその他の理由で不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 5 乙は、乙の故意又は過失によらずして、貸与物品が滅失若しくは修理不可能な程度にき損し、又はその返還がその他の理由で不可能となったときは、甲と協議の上、必要に応じて補充するものとする。なお、乙は、貸与物品を廃棄しようとするときは、文書により事前に甲の承諾を得なければならない。
- 6 甲は、甲の発意により備品、用具、機器、装置、材料等を購入し、乙に貸与する場合は、その旨通知するものとする。この場合、本条各号の規定が適用されるものとする。
- 7 本契約が終了した時は、乙は貸与物品を甲の指定する日までに甲の指定する方法で返還しなければならない。
- 8 前各号のほか、乙は、募集要項等又は指定申請の内容に基づき、備品等を購入することとし、当該備品等の取扱いについては、甲乙協議するものとする。

(施設の損傷等)

第16条 乙は、本契約の履行にあたっては、常に善良な管理者の注意をもって、施設等の管理を行わなければならない。

- 2 乙は、施設等を損傷したときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、前項に規定する損傷が乙の故意又は過失による場合は、乙の負担で速やかに原状に回復し、又は、その損害を甲に賠償しなければならない。

(リスク負担)

第17条 管理運営業務に伴うリスク負担については、この条及び別表3のとおりとする。ただし、この条及び別表3に定める以外の事項については、甲乙協議により決定するものとする。

- 2 乙は、施設等を維持補修するときは、あらかじめ甲の文書による承認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合の必要最低限度の維持補修については、事後速やかに甲に文書により報告するものとする。
- 3 甲は、維持補修の目的又は内容が、公序良俗に反し、又は施設等の性格や趣旨を損なうおそれがあると認めるときは、承認しない。
- 4 乙は、甲の承認により造作に係る費用その他の費用を投じた場合において、甲に対して買取や返還などの請求権を行使することはできない。
- 5 管理運営業務の実施にあたり、乙は施設賠償責任保険その他の必要な保険に加入するものとする。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、管理運営業務の実施に際しては、個人情報保護の重要性に鑑み、大阪府個人情報保護条例（平成8年3月29日大阪府条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）第53条の3の規定により取り扱うものとする。

- 2 乙が管理運営業務に伴い取得した個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報に関して、当該個人情報が本人から開示、訂正等の申出があった場合は、甲の指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第19条 乙は、管理運営業務の処理上知りえた秘密を第三者に漏らし、又は管理運営業務の執行以外の目的に使用してはならない。本契約が終了した後も同様とする。

- 2 乙は、自己の使用人その他の関係人に前項の規定を遵守させなければならない。
- 3 乙は、第1項の秘密に属する管理運営業務内容等を他人に閲覧させ若しくは複製させ又は譲渡してはならない。本契約が終了したときは、甲の指示に従い、かかる秘密情報が含まれる一切の媒体を返却または廃棄するものとする。

(個人情報・データ等の管理)

第20条 乙は、管理運営業務の履行に際して入手した個人情報、データの管理にあたり、漏洩、滅失、毀損及び改ざん等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。

- 2 乙は、個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(情報公開)

第21条 乙は、管理運営業務に関し甲が指定する書類を公園管理事務所等に備えておき、一般の閲覧に供するものとする。

2 甲は、前項の書類を一般の閲覧に供するとともに、甲のホームページに掲載するものとする。

(人権研修の実施)

第22条 乙は、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

(障がい者法定雇用率等の達成への取組み)

第23条 乙は、障がい者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）により規定されている雇用率を達成していない場合は、障がい者雇入れ計画に基づく雇用を誠実に履行しなければならない。

(審査請求の取扱い)

第24条 乙がした公の施設を利用する権利に関する処分に関する不服がある者は、法第244条の4の規定により取り扱うものとする。

(原状回復)

第25条 乙は、指定期間の満了又は指定の取消しにより万博公園の管理運営業務が終了したときは、甲乙協議の上、破損又は汚損した部分を原状に回復するものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合において、甲の承認を得たときは原状回復を不要とする。また、天災その他不可抗力により事業を継続できないときも不要とする。

(甲の指定取消し)

第26条 甲は、乙が条例第18条各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合においては、第29条第3項の規定を準用する。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失又は追加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(損害の賠償)

第27条 乙は、管理運営業務の実施にあたり、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

3 乙は、前条第1項に規定により指定を取り消され、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命せられた場合において、甲に損害が発生したときは、その損害を賠償しなければならない。

(第三者への委託の禁止等)

第28条 乙は、管理運営業務の全部または主要な部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て管理運営業務の主要な部分の一部を第三者に委任し、または請け負わせる場合は、この限りでない。

2 乙が前項ただし書の規定により、管理運営業務の主要な部分の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、次のとおりとする。

(1) 乙は入札参加停止措置を受けている者（ただし、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く。）若しくは入札参加除外の措置を受けている者又は次条第4号から第7号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。

(2) 乙は、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

3 乙は、受任者又は下請負人が、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例58号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、甲に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500

万円未満の場合は、この限りでない。

- 4 甲は、乙が入札参加除外措置を受けた者又は次条第4号から第7号に該当する者を受任者又は下請負人としている場合は、乙に対して、当該委任又は下請契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、乙が負うものとする。

(甲の解除権)

第29条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲はこの契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、乙が管理運営業務に着手しないとき。
- (2) 正当な理由なく、乙が管理運営業務を完了する見込みがないと明らかに認められたとき。
- (3) 前各号のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により当該管理運営業務を達することができないと認められたとき。
- (4) 乙の役員等（乙の法人の役員又はその支援若しくは営業所を代表する者をいう。）又は、経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (7) 乙の役員等又は経営に事実上参画している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 乙が、次条の規定による事由なくして契約の解除を申し出たとき。

- 2 前項の規定により契約を解除したときは、乙はそれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。その賠償額は甲乙協議してこれを定める。

- 3 第1項の規定により、契約を解除された場合において、乙が業務を実施した相当部分を越える委託料を甲から受け取っている場合は、超えた部分の委託料を甲に返還するものとする。

(乙の解除権)

第30条 乙は、甲が正当な理由なく管理運営業務の内容を変更したことにより、管理運営業務を完了することが不可能となるに至ったときは、契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を解除したとき、乙が業務を実施した相当分の委託料を甲が支払っていない場合は、甲は不足分の委託料を支払うものとする。

- 3 第1項の規定により、契約を解除した場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。その賠償額は、甲乙協議してこれを定める。

(施設等の利用)

第31条 甲は、管理運営業務を実施するために必要な施設等（公園管理事務所等を含む。）を、無償で乙に利用させるものとする。

- 2 乙は、施設等を管理運営業務の実施以外の目的で使用してはならない。

- 3 乙は、公の施設としての設置目的を果たすために甲が指定する事業への優先的な取扱いを図るものとし、その詳細については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

- 4 乙は、条例に基づき許可する催し等が安全に実施されるよう、協力するものとする。

(重要事項の変更の届出)

第32条 乙は、名称又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、甲にその旨を届け出なければならない。

- 2 乙は、定款又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(諸規則の整備等)

第33条 乙は、管理運営業務に必要な諸規則及び体制を整備しなければならない。また、諸規則及び体制等を甲に届け出なければならない。

- 2 乙は、公園利用者及び施設等の被災により影響を受ける近隣住民等の安全を確保するため、適切な防災・安全対策を講じるとともに、甲、警察及び消防等関係機関と連

携をとりながら適切に対応できるよう、万全の危機管理体制を確立しておくものとする。

(府施策への協力)

第34条 乙は、募集要項等の定めに従い、甲が行う施策や事業に協力するものとする。

(業務の引継ぎ方法)

第35条 乙は、本指定期間の終了後、再び指定管理者として業務を行わない場合は、甲又は甲の指定する者に対し、管理運営業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 前項の場合において、乙は、甲又は甲の指定するものが万博公園の管理運営業務に関する情報伝達、引継ぎ等の協力を求めた場合は、可能な限り協力するものとする。

3 管理運営業務の引継ぎのために要する費用は、乙が負担するものとする。

4 その他の管理運営業務の承継にあたって必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

(利用料金の引継ぎ等)

第36条 利用料金収入は、特別の理由がある場合を除き、施設利用に供する年度の会計に属するものとする。

2 乙は、利用料金収入のうち、施設の利用に供する年度が本指定期間を超えるものについては、特別の理由がある場合を除き、預り金として、甲又は甲の指定する者に引き継がなければならない。

(契約の改定)

第37条 本契約の締結後、第6条第3項及び第4項の規定に基づく協議が整ったとき又は法令の改廃、不可効力その他特別の事情が生じたときは、甲乙協議の上、本契約を改定することができる。

(管轄裁判所)

第38条 本契約に関する訴訟の提起は、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

(契約の効力)

第39条 この契約の効力は、平成30年10月1日から生じるものとする。

(協議)

第40条 この契約に関し疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成〇〇年〇月〇日

(甲) 大阪府
代表者

(乙) 〇〇〇〇

【契約書に添付】

- 個人情報取扱特記事項
- 別表 1 : 管理施設及び管理対象外施設
- 別表 2 : 大阪府からの貸与物品
- 別表 3 : リスク分担表